

氏名	張 忠 任
授与した学位	博 士
専攻分野の名称	学 術
学位授与番号	博甲第1880号
学位授与の日付	平成11年 3月25日
学位授与の要件	文化科学研究科産業社会文化学専攻 (学位規則第4条第1項該当)
学位論文題目	中国における政府間財政関係の展開
論文審査委員	教授 坂本 忠次 教授 藤本 利躬 教授 下野 克巳 教授 松本 俊郎 教授 中村 良平 神戸商科大学商経学部教授 南部 稔

### 学位論文内容の要旨

本論文は、1949年から1996年に至るまでの中国の政府間財政関係の展開過程とその変貌の特質を検討したもので、A4版ワープロ打ちで135枚に及ぶ。内容は、既発表論文を基本とし、それらの文章の補訂を行うとともに、新たに書きおこした章・節並びに付属の基礎データを加えて全体を統一したものである。

本論文は、序章と終章および7章からなっている。

序章 本論文の問題意識と研究への視角では、中国の政府間財政関係成立の背景とこれへの視角、研究史に見る論点及び本論文の研究手法、本論文の構成と意義について述べている。

第1章では、まず、現代政府間財政関係論の理論と方法を検討している。特に政府間財政関係における集権と分権についての日本及び外国の理論状況をサーベイしている。

第2章では、中国の政府間財政関係の基礎としてのヨコ割り・タテ割り行政関係、「国家財政」（＝中央財政プラス地方財政）の構造、財政の法的背景と予算システム、事務権限と財源区分、財政調整制度、政府間財政関係の変遷などを総括して考察している。

第3章では、中国の政府間財政関係のメカニズムについて、集権と分権のサイクル現象が見られることを指摘し、これを歴史的・理論的に分析し、その発生要因を解明した。財政権限配分は政府間財政関係における基本的な側面であるとし、そのあり方が政府間財政関係の運営のメカニズムとなっていることを指摘した。中国では、集権と分権の均衡を求めて、中央政府と地方政府の財政権限配分をめぐる、集権と分権の交錯が何回も見られる。

第4章と第5章はそれぞれ、第3章の具体化として、分権化により形成された二つの財政管理制度を政府間財政関係の視角から検討している。即ち、第4章では、中国財政の特質であり特異な制度ともいえる予算外資金の意味、性格、それが中国の政府間財政関係に与えた影響、予算外資金制度の形成と変貌、今後の改善策などについて検討し、それと予

算内財政との関係を分析している。

第5章では、財政請負制度の成立と変遷、終結までの全過程を検討し、それが中国の政府間財政関係の構造に与えた影響、特にそれがなぜ中国の国家財政力と中央財政力を弱化させた要因となったかどうかなどを解明している。

第6章では、1994年以降の分税制の成立と整備について論じ、そこでの財政調整制度のあり方とこれへの評価を行っている。そうして、現行の分税制の強さと弱さを論じ、政府間財政関係への影響などを論議している。

第7章は、中国の社会保障制度と政府間財政関係について補論的に検討している。

終章では、上記の7つの章にわたる中国の政府間財政関係研究のまとめと展望を行っている。即ち、中国では、歴史的に政府間財政関係における集権と分権の交替、交錯関係が何回も起きているが、特に改革開放以降の財政請負制、分税制、予算外資金の三者がこれに影響し、相互作用して、現代中国政府間財政関係の特殊な構造を形成したことを解明した点である。そこでは、中国の2段階財政の特質、財源構造と経費構造の両者における「小さい中央」と「大きい地方」の分散的・分権的システム、予算外資金の柔構造、分税制のもとでの財政請負制の残存なども指摘されている。

## 論文審査結果の要旨

学位審査会は、1999年1月29日、学内審査委員5名、招聘審査委員1名によって行った。審査の結果は、以下の通りである。

本論文は、1949年から1996年までの中国の政府間財政関係の展開過程とその変貌の特質をこの点に関連する日本および外国（R. A. マスグレイブ他）の理論および文献を前提に、特に中国の公表された文献・データを可能な限り駆使することによってまとめあげたものである。特に1978年の改革開放と社会主義市場経済体制への移行後の時期について、財政請負制の時期、分税制への移行期（1994年～）を中心に集権と分権の交替（サイクル）の特質を解明している。そこでは、内外の中国財政研究のこれまでの研究成果を踏まえつつ、これをさらに中国政府間財政関係を中心に展開し発展させた業績といえるものである。

本論文の積極的な評価としては、第1に中国の経済・財政の公表されたデータが限られている中で、このデータを駆使して中央・地方間の財政関係の交錯過程について歴史段階的に分析したこと、第2に、特に改革開放以降の時期を財政請負期、分税制期に分けてそこでの特徴点について分析したこと、第3に、集権と分権の交替・交錯関係が、改革開放以降の財政請負制、予算外資金、分税制の三者によって影響しあい、相互作用して、現代中国政府間財政関係の特殊な構造を形成したことを解明した点であり、この分野の研究に大きく貢献するものと高く評価された。

しかし、このような積極面とともに、今後解明するべきいくつかの点も同時に指摘された。それは、①政府間財政関係を中央政府と省レベルにとどまらず、さらに諸侯経済といわれている中国の省レベル以下についても検討していく必要があること、②分税制以降も財政請負制の残存があり、中央からの再分配機能は日本の交付税のようにゆかないのではないか、③国有企業の改革問題との関連、④集権と分権の4つのモデルをさらに補強する

指標、⑤財政請負制の問題点、⑥中国経済の実態との関連での解明、⑦モデル化の前提や図表作成上の問題点などについてであり、これらの諸点を中心にいくつかの質問や意見があった。その他、中国の地方自治と意思決定問題への指摘、本文の第7章は、補論とした方がよいのではないかとの意見もあった。

しかし、上記で指摘された点の多くは、本論文の欠陥というよりは、今後のさらなる研究への期待といえるものであり、本論文の研究成果を大きく損なうものではないことが確認された。

審査委員会は、以上により、本論文を博士の学位論文として認定することにつき、全員一致で合意した。